

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年10月9日	
【会社名】	株式会社テンポスホールディングス	
【英訳名】	TENPOS HOLDINGS Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森下篤史	
【本店の所在の場所】	東京都大田区東蒲田二丁目30番17号	
【電話番号】	03(3736)0319	
【事務連絡者氏名】	管理部長 毛利聡	
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区東蒲田二丁目30番17号	
【電話番号】	03(3736)0319	
【事務連絡者氏名】	管理部長 毛利聡	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	112,095,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	52,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2019年10月9日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	52,900株	112,095,100	
一般募集			
計(総発行株式)	52,900株	112,095,100	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。出資の目的とする財産の内容は、割当予定先が当社と2019年10月9日付で締結した株式会社プロフィット・ラボラトリー(以下「PL社」といいます。)の株式(合計20株)の売買に係る株式譲渡等に関する契約(以下「本件株式譲渡契約」といいます。)に基づく、割当予定先の当社に対する株式譲渡代金請求権です。割当予定先が当社に対して有する株式譲渡代金請求権の総額は、金168,000,000円であるところ、本自己株式処分においては、そのうち金112,095,100円に相当する株式譲渡代金請求権が出資の目的となり、残額金55,904,900円については、当社で現金で割当予定先に支払う予定です。

当該株式譲渡代金債権請求権の価額の基礎となったPL社の株式の1株あたりの取得価格については、「募集又は売出しに関する特別記載事項」4.取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式状況に記載しております。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,119		100株	2019年10月25日		2019年10月25日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 当社は本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先との間で募集株式総数引受契約を締結し、払込期日に、現物出資の目的となる当社に対する譲渡代金請求権を割当予定先から譲り受ける予定です。
4. 本有価証券届出書の効力発生後払込期日までに当社と割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合は、本自己株式処分による割当では行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社テンポスホールディングス	東京都大田東蒲田2丁目30番17号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	300,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、金銭以外の財産を出資の目的としており、現金による払い込みはないため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 連結子会社の完全子会社化の目的及び理由

当社グループは、飲食店向けの物販及び情報とサービスの提供ならびに飲食店の経営を主たる事業として行っております。その中で現在もっとも注力しているのが飲食店向けの情報とサービスの提供事業であり、これは主に飲食店の運営支援事業であります。具体的には、飲食店向けの集客や販売促進の支援、電話回線や電気・ガスといったインフラの開通支援、ホームページの作成請負等を行っております。

PL社は、飲食店向けの情報とサービスの提供事業のうち、飲食店向けの顧客集客ツールとしてFAXによるDM(ダイレクトメール)の配信を提供し、また販売促進についてのマーケティングを行っている会社であります。また、前期末より経営体制を一新したことにより、営業体制も強化しており、前期までの営業利益が概ね20~40百万円で推移していたものが、当事業年度(2020年3月期)においては、営業利益は概ね80百万円を見込んでおります。2017年11月の当社が持株会社体制に移行したときから、それぞれの子会社を完全子会社化する事業戦略があり、PL社も完全子会社化すべくPL社の創業者である平川雅之氏(以下「平川雅之氏」といいます。)との間で交渉を重ねておりましたが、この度以下の内容にて、ようやく合意が得られましたので、完全子会社化を実施いたします。

PL社は、2013年7月に当社が平川雅之氏から60.0%の株式を取得し連結子会社化した経緯があり、この度追加で40.0%の株式を取得し、100%子会社とすることにより、当社グループ内でのシナジー効果をさらに強化し、PL社の持つ飲食店の顧客集客技術及び販売促進のマーケティングノウハウを、当社グループのインフラ(100%子会社である株式会社テンポスバスターズの全国50店舗の店舗網及び会員登録数60万件を超えるその飲食店顧客網等)を使って、より強固に展開することが可能になると見込んでおります。

これらは当社及びPL社の利益に貢献するものであり、さらに100%子会社化による新規事業への投資意思決定の迅速化、当社からの経営支援の強化は、さらなる事業拡大につながるものと考えております。当社グループ事業計画においては、連結経営体制が一層強化され今後の事業拡大や経営資源の最適かつ効率的な活用を通じ、当社の企業価値向上に資するものと考えております。

このような目的及び理由により、平川雅之氏から追加で40.0%の株式を譲り受けて完全子会社化することを当社が希望し、交渉を進めてまいりました。当社は、資本効率向上を目的として保有しております自己株式を、今後の成長が見込める事業分野の事業拡大のために有効活用することをかねてより希望しており、平川雅之氏との本件交渉の際に、株式譲渡代金について、現金での支払いに加えて自己株式処分による割り当てを打診した結果、1/3を現金、2/3を自己株式処分による割り当てとすることで同意が得られました。よって、平川雅之氏を割当予定先とする株式譲渡契約を締結し、割当予定先が取得する当社に対する株式譲渡代金請求権について、金銭以外の財産を出資の目的とする現物出資による自己株式の処分を行うこととしました。これは当該株式譲渡人からの一部現金での払込希望と、当社の自己株式の有効活用という希望に当該株式譲渡人が応じた結果であります。

なお、自己株式の処分内容につきましては、後述の「7. 本自己株式処分の要領」をご参照ください。また、株式譲渡代金につきましては、後述の「4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式状況」をご参照ください。

2. 完全子会社化する連結子会社の概要(2019年9月30日現在)

(1) 名称	株式会社プロフィット・ラボラトリー		
(2) 本店の所在地	東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番11号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 森下 篤史		
(4) 事業内容	マーケティングの企画・運営・実施		
(5) 資本金	10,000,000円		
(6) 設立年月日	2006年5月2日		
(7) 発行済株式数	50株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	20名		
(10) 主要取引先	一般飲食企業		
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行 みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社テンポスホールディングス 60% 平川雅之40%		
(13) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	発行済み株式の60%を保有しております。	
	人的関係	当社の代表取締役1名が、プロフィット・ラボラトリーの代表取締役を兼任しております。	
	取引関係	当社は、プロフィット・ラボラトリーからグループ管理費を受け取っています。	
	関連当事者への該当状況	連結子会社であり、相互に関連当事者に該当します。	
(14) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位: 百万円)		
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
純資産	85	113	128
総資産	141	150	161
1株当たり純資産(円)	1,693,175	2,255,454	2,550,663
売上高	293	321	325
営業利益	48	41	24
経常利益	50	41	24
当期純利益	35	28	15
1株当たり当期純利益(円)	690,555	562,278	295,209
1株当たり配当金(円)	0	0	0

3. 株式取得の相手先の概要

(1) 氏名	平川雅之
(2) 住所	東京都港区
(3) 職業	株式会社MKI 代表取締役社長 (所在地: 東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル10F)
(4) 上場会社と当該個人の関係	当社と当該個人の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式状況

(1) 異動前の所有株式数	30株(議決権の数30個、議決権所有割合60%)
(2) 取得株式数	20株(議決権の数20個、議決権所有割合40%)
(3) 取得価額	168,000,000円(1株当たり8,400,000円) 内訳: 当社の本自己株式処分112,095,100円、現金55,904,900円
(4) 異動後の所有株式数	50株(議決権の数50個、議決権所有割合100%)

(注) 1. (3) 取得価額として、当該株式譲渡代金債権請求権の価額の基礎となったPL社の株式の1株当たりの取得価額である8,400,000円につきましては、PL社の直前事業年度(2019年3月期)の財政状態の実情を把握し、毀損している資産がないこと及び過大又は過少に計上している負債等がないことから、その純資産は正しいものであると判断し、それに加えて前期末に実施した営業体制整備の効果によって、これまでは顧問契約先からの紹介案件中心であった営業体制が、自社での開拓中心の営業体制へシフトしたことにより売上高が当事業年度(2020年3月期)において前年同期比9.3%増と好調であること、紹介を得るための顧問契約を解除したことによって、年間でおよそ1,000万円の経費を削減できる見込がたったこと、完全子会社化による当社グループのインフラ活用による顧客情報の共有とグループ間での横断的な受注が可能になったこと等の効果で、当期の業績も年間営業利益80万円の計画通りに推移していることから、これらを当社で検討した結果を踏まえ、割当予定先と個別に協議の上決定しております。第三者機関によるデューデリジェンスは行っていないものの、個人の公認会計士等有識者の意見を参考に、直前事業年度(2019年3月期)の純資産の額を基礎として、過去3年間の営業利益の平均と当事業年度(2020年3月期)の営業利益見込の平均を将来の営業利益と見込んで、その5年間分を基礎に加算して全体の株式価値を算出しております。なお、PL社の株式価値を当社内にて別途DCF法にて算出した結果は4億4千万円から6億17百万円となっており、上記方式で算出した結果はその範囲内であるため、妥当な金額であると判断しております。

また、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」といいます。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産が株式会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る。)であって、当該金銭債権について定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には、検査役による調査は不要とされております(同条9項5号)。本件は当該要件を満たすため、検査役による調査は不要となります。

なお、上記取得価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(内、社外監査役は2名)が、特に有利な取得価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

2. (3) 取得価額の内訳は、当該株式譲渡人からの一部現金での払込ニーズと、当社の自己株式の有効活用というニーズに当該株式譲渡人が応じた結果であります。

5. 日程

本株式譲渡契約承認に係る取締役会決議日(当社・PL社)	2019年10月9日
本株式譲渡契約締結の予定日(当社と割当予定先)	2019年10月9日
本株式譲渡契約承認に係る臨時株主総会決議日(PL社)	2019年10月9日
本株式譲渡契約の効力発生日(当社と割当予定先)	2019年10月25日

(注) 1. PL社の株式は譲渡制限付株式のため、株主総会の決議を要します。

2. 本株式譲渡の実施予定日(効力発生日)は、両者の合意により変更されることがあります。

6. 完全子会社化に係る今後の見通し

連結子会社、株式譲受けの対象子会社化によるプロフィット・ラボラトリーの名称、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期の変更はございません。

なお、連結子会社、株式譲受けの対象子会社化による当社の2020年4月期の連結業績へ与える影響は、軽微であります。

7. 本自己株式処分の要領

(1) 処分期日	2019年10月25日
(2) 処分株式数	当社普通株式52,900株
(3) 処分価額	1株につき2,119円
(4) 資金調達額	112,095,100円
(5) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(6) 処分予定先	氏名 平川 雅之 住所 東京都港区 職業 株式会社MKI 代表取締役社長 (所在地: 東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル10F)
(7) 処分後の自己株式数	2,276,700株 2019年7月31日現在の自己株式数を基準としております。

8. 処分の目的及び理由

本自己株式処分の目的及び理由は、前述の「1. 連結子会社の完全子会社化の目的及び理由」のためであります。

9. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分は、前述「1. 連結子会社の完全子会社化の目的及び理由」に記載のとおり、本株式譲渡契約を実施するために行う取引であり、資金調達を目的とするものではありません。しかしながら、飲食企業向けの飲食店向けの顧客集客ツールとしてFAXによるDM(ダイレクトメール)の配信を提供し、また販売促進についてのマーケティング事業及びプロフィット・ラボラトリーの新規事業の拡大に資するものであります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

氏名	平川 雅之
住所	東京都港区
職業	株式会社MKI 代表取締役社長 (所在地：東京都文京区後楽1 - 4 - 14後楽森ビル10F)

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

- (注) 1 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2019年10月9日現在におけるものです。
2 当社と割当予定先は、2019年10月9日付けで、割当予定先が保有するPL社株式の当社への譲渡について、本件株式譲渡契約を締結しております。

(3) 割当予定先の選定理由

前述「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、PL社を当社の完全子会社化するべく、割当予定先と交渉に臨んだ結果、現金での支払いに加えて自己株式処分による割り当てにて、割当予定先から同意が得られたためであります。割当予定先が取得する当社に対する株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資による自己株式の処分を行うことといたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

普通株式 52,900株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針としては、割り当てられた当社株式のうち一部を残し、売却の方針である旨の連絡を受けております。また、当社は割当予定先が割り当てを受けた日から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、現金による払込みはないため、該当事項はありません。

(7) 割当予定先の実態

当社は割当予定先より反社会的勢力と一切関係がないことについての誓約を得るとともに、第三者機関である株式会社ピ・アイ・オに依頼し、官報情報の確認、新聞記事の検索、裁判記録の閲覧、インターネット検索により、割当予定先が反社会的勢力とは関係が無いことを確認しております。また、当社はその旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、第三者割当による自己株式の処分に係る取締役会決議の前営業日である2019年10月8日までの直近3カ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均である2,119円といたしました。取締役会決議日の直前営業日までの直近3カ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると判断したためです。また、割当予定先との本株式譲渡契約の合意から取締役会決議日までの間の株価変動リスクを低減させたいという希望を勘案したためでもあります。なお処分価額2,119円については、取締役会決議日の直前営業日の終値2,153円に対して98.42%を乗じた額であり、あるいは取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1カ月間の終値平均2,122円に対して99.86%を乗じた額であり、あるいは同直近6カ月間の終値平均2,154円に対して98.38%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

当該価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(内、社外監査役は2名)が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る処分株式数52,900株(議決権数529個)の発行済株式総数(2019年4月30日現在、14,314,800株)に占める割合は0.37%(小数点以下第三位を四捨五入)(2019年4月30日現在の総議決権数119,595個に対する割合は0.44%)であるため、株式の希薄化の程度および流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本自己株式処分により完全子会社化することは、当社の連結経営体制が一層強化され今後の事業拡大や経営資源の最適かつ効率的な活用を通じ、当社の企業価値向上に資するものと考えており、本自己株式処分に係る処分株式数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
有限会社あさしお	東京都大田区田園調布三丁目12番 8号	2,060,797	17.23%	2,060,797	17.15%
森下篤史	東京都大田区	1,856,500	15.52%	1,856,500	15.45%
福島工業株式会社	大阪市西淀川区御幣島三丁目16番 11号	960,000	8.03%	960,000	7.99%
株式会社マルゼン	東京都台東区根岸二丁目19番18号	510,000	4.26%	510,000	4.25%
長谷川朋子	千葉県市川市	444,100	3.71%	444,100	3.70%
森下壮人	川崎市中原区	442,800	3.70%	442,800	3.69%
山田暁子	熊本市中央区	424,000	3.55%	424,000	3.53%
森下潔子	東京都大田区	422,000	3.53%	422,000	3.51%
森下和光	横浜市金沢区	400,800	3.35%	400,800	3.34%
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYER STR AAT 46, 1000 BR USSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1 品 川インターシティA棟)	112,400	0.94%	112,400	0.94%
計		7,633,397	63.83%	7,633,397	63.55%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 2019年4月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
3. 上記のほか、当社は本自己株式処分前に自己株式2,329,600株を保有しております。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2019年4月30日現在の議決権数119,595個に、本自己株式処分により増加する議決権数(529個)を加えて算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無および内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期(自2018年5月1日 至2019年4月30日) 2019年7月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第1四半期(自2019年5月1日 至2019年7月31日) 2019年9月12日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年10月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年10月9日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社テンボスホールディングス 本店

(東京都大田区東蒲田二丁目30番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。